

昭和二十六年政令第二百九十二号

漁業登録令

内閣は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十

七号）第五十条第三項の規定に基き、この政令を

制定する。

目次

第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 免許漁業原簿（第八条—第十一條）
第三章 登録の手続（第十二条—第四十条）
第一節 漁業権（第四十一条）
第二節 入漁権、先取特権及び抵当権（第四十二条—第四十八条の二）
第三節 信託（第四十九条—第六十二条）
附則 第一章 総則
第四節 信託（第四十九条—第六十二条）

(管轄)

(目的)

（目的）この政令は、漁業権、これを目的とする先取特権及び抵当権並びに入漁権に関する登録について定めることを目的とする。

(管轄)

（目的）この政令は、漁業権、これを目的とする権限を有する行政庁が行う。（順位）

（目的）この政令は、漁業権、これを目的とする先取特権及び抵当権並びに入漁権に関する登録について定めることを目的とする。

（目的）この政令は、漁業権の免許をする

（目的）この政令は、漁業権、これを目的とする権限を有する行政庁が行う。（順位）

（目的）この政令は、漁業権の免許をする

第十一条 免許漁業原簿の附屬書類についての請求（譲本等の交付及び閲覧の請求）
（譲本等の交付及び閲覧の請求）
（譲本等の交付及び閲覧の請求）
（譲本等の交付及び閲覧の請求）
（譲本等の交付及び閲覧の請求）

第十五条 登録権利者は、登録義務者の所在が不明であるため消滅の登録又は登録の抹消を申請する場合において、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。
（債権者の代位）
（債権者代位権の要件）又は第四百二十三条の規定による登記の請求権を保全するための債権者代位権の規定により債務者に代位して登記の申請人となる場合には、申請書に債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を記載し、かつ、これに代位の原因を証する書面を添付しなければならない。
（買戻の特約）
（持分の記載）

第十六条 左に掲げる登録の申請は、登録名義人だけであることができる。（登録名義人の表示の変更の登録）
（登録を行う場合）
（登録の手続）
（申請の手続）
（申請の手続）

た場合において、左の各号の一に該当するときは、その登録を更正し、且つ、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知しなければならない。

一 錯誤又は脱落が漁業権、これを目的とする先取特権若しくは抵当権又は入漁権の表示に関するものであるとき。

二 前号の場合を除く外、錯誤又は脱落が登録府の過失に基づくものであるとき。（登録上利害関係を有する第三者があるときを除く。）

三 登録府は、前項の規定により登録の更正すべき場合を除く外、登録を完了した後にその登録について錯誤又は脱落があることを発見したときは、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知しなければならない。

四 登録が第二十条の規定による申請に係るものであるときは、前二項の規定による登録権利者への通知は、債権者及び債務者にしなければならない。

（行政区画等の変更）

（先取特権の保存）

第四十三条 先取特権の保存の登録の申請書には、その債権の額を記載し、登録の原因に弁済期の定があるときは、あわせてこれを記載しなければならない。

（抵当権の設定及び移転）

第四十四条 抵当権の設定の登録の申請書には、

その債権の額を記載し、登録の原因に弁済期の

定、利息に関する定、その発生期若しくは支払

時期の定、債権に附された条件又は民法第三百

七条但書（抵当権の効力が及ばない場合）の

定があるときは、あわせてこれを記載しなけれ

ばならない。

2 抵当権の設定者が債務者でない場合における

前項の申請書には、債務者の氏名又は名称及び

住所を記載しなければならない。

3 抵当権の移転の申請書には、抵当権が

債権とともに移転するかどうかを記載しなけれ

ばならない。

（被担保債権の価格）

第四十五条 一定の金額を目的としない債権の担

保たる先取特権又は抵当権の保存又は設定の登

録の申請書には、その債権の価格を記載しなけ

ればならない。

（信託の登録の申請の手続）

第四十六条 債権の一部の譲渡又は代位弁済によ

る先取特権又は抵当権の移転の申請書には、

譲渡又は代位弁済の目的たる債権の額を記

載しなければならない。

（併合申請）

第四十七条 同一の登録府の管轄に属する数個の

漁業権に関し、先取特権又は抵当権の保存、設

立又は移転の登録を申請する場合には、登録原

因及び登録の目的が同一であるときに限り、同

一の申請書をもつて登録を申請することができる。

（付記登録）

第四十八条 入漁権、先取特権若しくは抵当権の

移転又は信託による入漁権、先取特権若しくは

抵当権についての変更の登録は、付記によつて

する。

（入漁権の設定）

第四十九条 入漁権の設定の登録の申請書には、

漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなけれ

ばならない。

2 前項の申請書には、漁場図二通を添付しなけ

ればならない。ただし、入漁すべき区域が共同

漁業権又は区画漁業権に属する漁場の全部であ

るときは、この限りでない。

（第三節 入漁権、先取特権及び抵当権

の解除）

第五十条 入漁権の設定の登録の申請書には、

漁業法第九十二条第二項又は第九十三条第一

項の規定による漁業権の行使の停止又はそ

の解除

（保全仮登録に基づく本登録の順位）

第四十八条の二 第五条の規定は、保全仮登録に

準用する。

（第四節 信託）

（信託の登録の申請方法）

第四十九条 漁業権、これを目的とする先取特権

若しくは抵当権又は入漁権の信託の登録は、受

託者だけで申請することができる。

（第五节 信託）

（第五十一条 信託法（平成十八年法律第八八号）第

三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつ

てされた信託による漁業権、これを目的とする先

取特権若しくは抵当権又は入漁権についての

変更の登録は、受託者だけで申請することができる。

（第五十二条 受託者の登録の申請）

第五十一条 信託の登録の申請をするときは、申

請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付し

なければならない。

（第五十三条 信託の登録の申請は、当該信託に係

る漁業権、これを目的とする先取特権若しくは

抵当権又は入漁権についての移転又は変更の登

録の申請と同時にしなければならない。

（第五十四条 信託財産に属する漁業権、これを目

的とする先取特権若しくは抵当権又は入漁権が

移転又は変更によつて信託財産に属しないこと

となつた場合においてするべき信託の登録の抹

消の申請は、漁業権、これを目的とする先取特

権若しくは抵当権又は入漁権についての移転又

は変更の移転の登録の申請と同時にしなければ

ならない。

（第五十五条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請する

ことができる。

（受託者の変更）

第五十五条 受託者の変更があつた場合において

て、漁業権を目的とする先取特権若しくは抵当

権又は入漁権の移転の登録を申請するときは、

申請書にその変更を証する書面を添付しなけれ

ばならない。

（第五十六条 受託者の任務が死亡、破産手続開始

の決定 後見開始若しくは保佐開始の審判、法

人の合併以外の理由による解散又は裁判所若し

くは主務官庁（その権限の委任を受けた国に所

属する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）

の解任の命令によつて終了したときは、前条第

一項の登録は、新受託者だけで申請することができ

る。

（第五十七条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁

判があつたとき、信託管理人若しくは受益者代

理人の選任若しくは解任の裁判があつたとき、

又は信託の変更を命ずる裁判があつたときは、

職権で、遅滞なく、漁業信託登録簿の登録を登

録府に嘱託しなければならない。

（先取特権の保存）

第四十三条 先取特権の保存の登録の申請書には、その債権の額を記載し、登録の原因に弁済期の定があるときは、あわせてこれを記載しなければならない。

一 錯誤又は脱落が漁業権、これを目的とする先取特権若しくは抵当権又は入漁権の表示に関するものであるとき。

二 前号の場合を除く外、錯誤又は脱落が登録府の過失に基づくものであるとき。（登録上利害関係を有する第三者があるときを除く。）

三 登録府は、前項の規定により登録の更正をすべき場合を除く外、登録を完了した後にその登録について錯誤又は脱落があることを発見したときは、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知しなければならない。

四 登録が第二十条の規定による申請に係るものであるときは、前二項の規定による登録権利者への通知は、債権者及び債務者にしなければならない。

五 登録が第二十二条の規定による登録の申請に係るものであるときは、前二項の規定による登録権利者への通知は、登録権利者及び登録義務者にしなければならない。

（行政区画等の変更）

第四十条 行政区画又は土地の名称の変更があつたときは、免許漁業原簿に記載した行政区画又は土地の名称は、変更されたものとみなす。

（第二節 漁業権）

第四十一条 次に掲げる事項に関する登録は、登録府が職権でしなければならない。

一 漁業権の取得（漁業法第六十九条第二項の規定によるものに限る。）又は変更（信託による登録）

二 法律の規定による漁業権の存続期間の延長

三 取消し又は存続期間満了による漁業権の消滅

四 漁業免許の取消処分を取り消した場合の登録の回復

五 漁業法第九十二条第二項又は第九十三条第一項の規定による漁業権の行使の停止又はその解除

（第六節 入漁権、先取特権及び抵当権）

第四十二条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七節 入漁権の設定）

第四十三条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十二条第二項又は第九十三条第一項の規定による漁業権の行使の停止又はその解除

（第八節 入漁権の設定）

第四十四条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第九節 入漁権の設定）

第四十五条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十節 入漁権の設定）

第四十六条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十一節 入漁権の設定）

第四十七条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十二節 入漁権の設定）

第四十八条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十三節 入漁権の設定）

第四十九条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十四節 入漁権の設定）

第五十条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十五節 入漁権の設定）

第五十一条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十六節 入漁権の設定）

第五十二条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十七節 入漁権の設定）

第五十三条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十八節 入漁権の設定）

第五十四条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第十九節 入漁権の設定）

第五十五条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十節 入漁権の設定）

第五十六条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十一節 入漁権の設定）

第五十七条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十二節 入漁権の設定）

第五十八条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十三節 入漁権の設定）

第五十九条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十四節 入漁権の設定）

第六十条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十五節 入漁権の設定）

第六十一条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十六節 入漁権の設定）

第六十二条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十七節 入漁権の設定）

第六十三条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十八節 入漁権の設定）

第六十四条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第二十九節 入漁権の設定）

第六十五条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十節 入漁権の設定）

第六十六条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十一節 入漁権の設定）

第六十七条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十二節 入漁権の設定）

第六十八条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十三節 入漁権の設定）

第六十九条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十四節 入漁権の設定）

第七十条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十五節 入漁権の設定）

第七十一条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十六節 入漁権の設定）

第七十二条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十七節 入漁権の設定）

第七十三条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十八節 入漁権の設定）

第七十四条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第三十九節 入漁権の設定）

第七十五条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十節 入漁権の設定）

第七十六条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十一節 入漁権の設定）

第七十七条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十二節 入漁権の設定）

第七十八条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十三節 入漁権の設定）

第七十九条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十四節 入漁権の設定）

第八十条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十五節 入漁権の設定）

第八十一条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十六節 入漁権の設定）

第八十二条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十七節 入漁権の設定）

第八十三条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十八節 入漁権の設定）

第八十四条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第四十九節 入漁権の設定）

第八十五条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十節 入漁権の設定）

第八十六条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十一節 入漁権の設定）

第八十七条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十二節 入漁権の設定）

第八十八条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十三節 入漁権の設定）

第八十九条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十四節 入漁権の設定）

第九十条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十五節 入漁権の設定）

第九十一条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十六節 入漁権の設定）

第九十二条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十七節 入漁権の設定）

第九十三条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十八節 入漁権の設定）

第九十四条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第五十九節 入漁権の設定）

第九十五条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十節 入漁権の設定）

第九十六条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十一節 入漁権の設定）

第九十七条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十二節 入漁権の設定）

第九十八条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十三節 入漁権の設定）

第九十九条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十四節 入漁権の設定）

第一百条 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十五節 入漁権の設定）

第一百一节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十六節 入漁権の設定）

第一百二节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十七節 入漁権の設定）

第一百三节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十八節 入漁権の設定）

第一百四节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第六十九節 入漁権の設定）

第一百五节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十節 入漁権の設定）

第一百六节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十一節 入漁権の設定）

第一百七节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十二節 入漁権の設定）

第一百八节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十三節 入漁権の設定）

第一百九节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十四節 入漁権の設定）

第一百九十九节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十五節 入漁権の設定）

第二百节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十六節 入漁権の設定）

第二百一节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十七節 入漁権の設定）

第二百二节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十八節 入漁権の設定）

第二百三节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第七十九節 入漁権の設定）

第二百四节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第八十節 入漁権の設定）

第二百五节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第八十一節 入漁権の設定）

第二百六节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第八十二節 入漁権の設定）

第二百七节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第八十三節 入漁権の設定）

第二百八节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

（第八十四節 入漁権の設定）

第二百九节 入漁権の設定の登録の申請書には、漁業法第九十九条に掲げる事項を記載しなければならない。

第五十八条 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選出し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、漁業信託登録簿の登録を登録庁に嘱託しなければならない。

第五十九条 登録庁は、信託財産に属する漁業権、これを目的とする先取特権若しくは抵当権又は職権で、漁業信託登録簿の登録をしなければならない。

一 信託法第七十五条第一項又は第二項（信託に関する権利義務の承継）の規定による漁業権を目的とする先取特権若しくは抵当権又は職権で、漁業信託登録簿の登録をしなければならない。

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による漁業権、これを目的とする先取特権若しくは抵当権又は入漁権の変更の登録

三 受託者である登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

第六十条 前三条に規定する場合を除き、第五十一条第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、漁業信託登録簿の登録を申請しなければならない。

2 受託者は、受託者に代位して前項の規定による申請をすることができる。

3 第二十条の規定は、前項の規定による申請に準用する。

（権利についての変更の登録等の特則）

第六十一条 信託の併合又は分割により漁業権、これを目的とする先取特権若しくは抵当権又は入漁権が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合は、受託者は、遅滞なく、その変更を証する書面を添付して、漁業信託登録簿の登録を申請しなければならない。

<p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和三七年九月二九日政令第三号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 漁業権、これを目的とする受益者（信受託者）とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。</td><td style="width: 50%;">二 漁業権、これを目的とする受益者（信受託者）とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。</td></tr> <tr> <td>一 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合</td><td>二 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が固有財産に属する財産ある場合にととなつた場合</td></tr> <tr> <td>三 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となつた場合</td><td>四 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が信託財産に属する財産ある場合にととなつた場合</td></tr> </table>	一 漁業権、これを目的とする受益者（信受託者）とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。	二 漁業権、これを目的とする受益者（信受託者）とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。	一 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合	二 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が固有財産に属する財産ある場合にととなつた場合	三 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となつた場合	四 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が信託財産に属する財産ある場合にととなつた場合
一 漁業権、これを目的とする受益者（信受託者）とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。	二 漁業権、これを目的とする受益者（信受託者）とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。						
一 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合	二 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が固有財産に属する財産ある場合にととなつた場合						
三 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が信託財産に属する財産から固有財産に属する財産となつた場合	四 先取特権若しくは抵当権又は託管理人が者入漁権が信託財産に属する財産ある場合にととなつた場合						

<p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和三四年一二月二六日政令第一三八三号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 この政令は、國稅徵收法の施行の日（昭和三十五年一月一日）から施行する。</td><td style="width: 50%;">二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄</td></tr> <tr> <td>一 この政令は、國稅徵收法の施行の日（昭和三十五年一月一日）から施行する。</td><td>二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄</td></tr> </table>	一 この政令は、國稅徵收法の施行の日（昭和三十五年一月一日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄	一 この政令は、國稅徵收法の施行の日（昭和三十五年一月一日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄
一 この政令は、國稅徵收法の施行の日（昭和三十五年一月一日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄				
一 この政令は、國稅徵收法の施行の日（昭和三十五年一月一日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄				
<p>1 この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。</p> <p>附 則（平成四年四月三〇日政令第一三号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。</td><td style="width: 50%;">二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄</td></tr> <tr> <td>一 この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。</td><td>二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄</td></tr> </table>	一 この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄	一 この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄
一 この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄				
一 この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄				
<p>1 この政令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定の施行の日（平成四年五月二十日）から施行する。</p> <p>附 則（平成四年四月三〇日政令第一三号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 この政令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定の施行の日（平成四年五月二十日）から施行する。</td><td style="width: 50%;">二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄</td></tr> <tr> <td>一 この政令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定の施行の日（平成四年五月二十日）から施行する。</td><td>二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄</td></tr> </table>	一 この政令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定の施行の日（平成四年五月二十日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄	一 この政令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定の施行の日（平成四年五月二十日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄
一 この政令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定の施行の日（平成四年五月二十日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄				
一 この政令は、行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律第九条の規定の施行の日（平成四年五月二十日）から施行する。	二 この政令は、昭和五三年七月五日政令第二八号（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄				
<p>1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p>附 則（平成一三年三月二八日政令第七四号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</td><td style="width: 50%;">二 この政令は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。</td></tr> <tr> <td>一 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</td><td>二 この政令は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。</td></tr> </table>	一 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	二 この政令は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。	一 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	二 この政令は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
一 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	二 この政令は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。				
一 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	二 この政令は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。				

<p>1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成一五年一二月二五日政令第四五五号）</p> <p>（施行期日）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</td><td style="width: 50%;">二 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</td></tr> <tr> <td>一 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</td><td>二 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</td></tr> </table>	一 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。	二 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。	一 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。	二 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
一 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。	二 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。				
一 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。	二 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。				
<p>1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成十二年四月一日政令第一号）</p> <p>（施行期日）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</td><td style="width: 50%;">二 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</td></tr> <tr> <td>一 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</td><td>二 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。</td></tr> </table>	一 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	二 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	一 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	二 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
一 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	二 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。				
一 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。	二 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。				
<p>1 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年十月一日政令第一号）</p> <p>（施行期日）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</td><td style="width: 50%;">二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</td></tr> <tr> <td>一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</td><td>二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</td></tr> </table>	一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。
一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。				
一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。				
<p>1 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年十月一日政令第一号）</p> <p>（施行期日）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</td><td style="width: 50%;">二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</td></tr> <tr> <td>一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</td><td>二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。</td></tr> </table>	一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。
一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。				
一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。	二 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。				

この次に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

3 施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

3 この政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行前にした行為に対する罰則に関する規定は、この政令の施行の日以後も、なおその効力を有する。

（漁業登録令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 整備法附則第一百六十二条第一項の規定により上級行政がるものとみなして行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定を適用することとされる場合における審査請求については、第十二条の規定による改正前の漁業登録令第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、この政令の施行の日以後も、なおその効力を有する。

この政令は、仲裁法の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。	附 則（平成二七年一月二六日政令第三九二号）抄
この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。	附 則（平成一六年一〇月二〇日政令第三二八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。	1 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
附 則（平成一六年一二月二七日政令第四一九号）	附 則（平成二九年一月一五日政令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。	第一 条 この政令は、整備法の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。
（除権判決に関する経過措置）	第二 条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
2 改正法の施行前にされた改正法附則第二条の規定による廃止前の公示催告手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号。以下「旧公示催告手続法」という。）の規定による除権判決又は改正法の施行後に改正法附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の公示催告手続においてされた旧公示催告手続法の規定による除権判決は、改正法第二条の規定による改正後の非讼事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定による除権決定とみなす。	第三 条 この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
附 則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄	附 則（平成三〇年六月六日政令第一八三号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。	第一 条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
附 則（平成一七年三月九日政令第三七号）	附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。	第一 条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。
附 則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）	第五 条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
この政令は、信託法の施行の日から施行する。	（罰則に関する経過措置）
（平成二十五年一月一日）から施行する。	（この政令は、令和三年一月一日から施行する。）
附 則（平成二四年七月一九日政令第一九七号）	附 則（令和二年一二月二十四日政令第三九二号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。	第一 条 この政令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（次条第一

項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。